

○奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年10月1日告示第165号の10）

○奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日告示第165号の10

改正

平成26年4月1日告示第48号の8

奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに支障がある重度障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「重度障害者等」とは、市内に居住地を有する障害者等とする。

（用具の種目及び給付等の対象者）

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

（1）給付等の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、**同表の対象者欄に掲げる重度障害者等**とする。

（2）用具の貸与の対象者は、前号に掲げる**重度障害者等**であって**所得税非課税世帯**に属する者とする。

（給付等の申請）

第4条 日常生活用具の給付等を受けようとする者（これを扶養する者を含む。）は、奄美市日常生活用具給付（貸与）申請書（別記第1号様式）により市長に申請するものとする。

（給付等の調査）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書（別記第2号様式）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

（給付等の決定）

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）決定通知書（別記第3号様式）により、給付等を却下したときは、却下通知書（別記第4号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）券（別記第5号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第8条 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第9条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により**支払うべき額**（以下「自己負担額」という。）は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第2項の規定に基づく補装具費の支給の例による。**

一部改正〔平成26年告示48号の8〕

(業者への支払い)

第10条 市長は、用具を納付した業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合には、必要事項を記載した給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が直接業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(貸与の取消し)

第11条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 重度身体障害者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第12条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保等に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具の特例)

第14条 市長は、重度障害者等の申請の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 1箇月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の2倍（2箇月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。
- (4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第15条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳（別記第6号様式）を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。  
(奄美市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱及び奄美市重度障害児日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 奄美市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年奄美市告示第31号）
  - (2) 奄美市重度障害児日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年奄美市告示第32号）

附 則（平成26年4月1日告示第48号の8）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	種目	対象者	性能
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能

			を有するもの
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は、2級を含む。）又は重度・最重度の知的障害児。ただし、原則として3歳以上の者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので、手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの
	移動・移乗支援用	平衡機能又は下肢若しくは	おおむね次のような性能を

具	体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	有する手すり、スロープ等であること。 ア 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者（児）。または、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）又は重度・最重度の知的障害児で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者で聴覚障害者のみの世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの

		及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	であって、必要と認められる者。ただし、原則として 3 歳以上の者	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害により、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児）インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害 2 級かつ聴覚障害 2 級以上）身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム



		製 イ 片面書プラスチック製
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振

		動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの
点字図書	所長が別に定める。	
排せつ管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な 紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品

		者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ排尿排便の意思表示困難者	
	収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	所長が別に定める。	

注 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別記

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第6条関係)

第5号様式

(第6条関係)

第6号様式

(第15条関係)